



平成 27 年 5 月 8 日

各 位

会 社 名 青 山 商 事 株 式 会 社

代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 青 山 理
兼 執 行 役 員 社 長

(コード番号 8219 東証第一部)

問 合 せ 先 取 締 役 副 社 長 宮 武 真 人
兼 執 行 役 員 副 社 長

(TEL 084-920-0050)

「内部統制システムの基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 8 日開催の取締役会において、下記のとおり「内部統制システムの基本方針」を一部改定することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社の社会的責任および企業倫理を遵守すべく、役員および従業員が法令および社会通念等を遵守した行動を取るための行動規範として、規程（コンプライアンス・マニュアル）を制定し周知徹底させる。
 - (2) 社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、企業活動における法令遵守、コンプライアンスに係る諸問題に対応する。
 - (3) 役員および従業員が、企業倫理もしくは法令遵守上疑義ある行為等について、情報提供をおこなう手段としてグループ内部通報制度を設け、不正行為等の早期発見、是正に努める。
 - (4) 内部監査部門として、社長直轄の検査部・東京検査部が内部監査を実施する。
 - (5) 当社は、暴力団排除条例に基づき、市民生活や企業活動の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては断固たる姿勢で臨み、一切の関係を遮断するとともに、それらの活動を助長させたり、経済的利益を含む一切の利益を供与することに加担しない。万一、反社会的勢力及び団体から直接、間接を問わず不当な要求を受けた場合は、弁護士や警察と連携し毅然とした対応をおこなう。
2. 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る報告等は、社内規則「文書管理規程」にもとづき、担当部署が保存および管理するものとする。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 事業活動全般にわたり生じる様々なリスクのうち、経営戦略上のリスクについては、事前に関連部門においてリスクの分析やその対応策の検討をおこない、必要に応じて役員会、経営会議において審議する。
 - (2) 業務運営上のリスクについては、リスク関連情報の収集、予兆の早期発見、早期対応をおこなうべく関連各部門との情報交換によりリスク管理をおこなう。特に個人情報に関しては、「情報セキュリティ担当役員」を設け、マニュアルの更新、社内教育の徹底とともに情報システムを含めた社内管理体制を強化する。
 - (3) 不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、情報連絡チームおよび顧問弁護士等を含む外部アドバイザーチームを組織し、迅速な対応をおこない、損失を最小限に止める体制を整える。

4. 取締役の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制

- (1) 経営と執行の分離を進めるために執行役員制度を導入し、執行役員には責任と権限を大幅に委譲することで、迅速な意思決定と業務執行をおこなう。
- (2) 取締役、執行役員並びに監査役による経営会議は、経営全般の重要事項を審議し、部門活動の総合調整と業務執行の意思統一を図ることを目的に原則月1回開催する。
- (3) 取締役会は、中期経営計画および年度計画を定め、当社として達成すべき目標を明確化するとともに、各執行役員の所管する部門ごとに業績目標を明確化し、その進捗を経営会議等で、定期的に報告させ、執行役員の業務執行を監督する。
- (4) 業務執行に関する重要事項および取締役会の付議事項の審議機関として、取締役および監査役で構成する役員会を原則毎週1回開催し、各部門の業務執行、予算執行の適正化ならびに意思決定の迅速化を図る。
- (5) 「職務分掌権限規程」に基づき、効率的な業務執行をおこなう。

5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、子会社の経営の自主性および独立性を重んじつつ、子会社の取締役等の職務の執行が効率的におこなわれる体制、ならびに損失の危機の管理体制を確保するため、取締役もしくは監査役を必要に応じて派遣するとともに、当社内に主管部門を定めることとし、当該主管部門は、子会社と事業運営に関する重要な事項について情報交換および協議をおこなう。
- (2) 当社は、「関係会社管理規程」にもとづき、子会社の経営上の重要事項について、審議するものとする。また子会社の業務執行状況、財務状況等について、当社への定期的な報告を義務付ける。
- (3) 「コンプライアンス委員会」には、連結対象会社をメンバーに加えて、グループ内の業務活動が適正かつ効率的におこなわれているかチェックする。
- (4) 内部監査部門は、各グループ会社の業務の状況について、定期的に監査をおこなう。

6. 監査役を補助すべき使用人に関する事項

- (1) 当社は、監査役がその職務を補助すべき従業員を置くものとする。従業員の人数、人選等については、監査役と取締役が協議するものとする。
- (2) 当該従業員の人事異動等に関しては、監査役の事前の同意を得るものとする。

7. 当社および子会社の取締役および従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 当社の取締役および従業員は、会社に重大な損失を与える事項が発生、もしくは発生するおそれがあるとき、または取締役および従業員による違法もしくは不正な行為を発見したときは、速やかに監査役に報告をおこなう。また、その他の重要な事項について、稟議書もしくは報告書を常勤監査役へ回付する。
- (2) 監査役は、原則、役員会やコンプライアンス委員会等の会議に出席し、業務の執行状況等について、当社の取締役および従業員より、報告を受けるものとする。
- (3) 子会社の取締役および従業員は、会社に重大な損失を与える事項が発生、もしくは発生するおそれがあるとき、または取締役および従業員による違法もしくは不正な行為を発見したときは、速やかに当該主管部門に報告をおこなう。当該主管部門は、その内容を当社の監査役に報告する。
- (4) 監査役は、当社の監査部門の監査報告会等に参加し、子会社におけるリスク管理状況等について報告を受ける。
- (5) 監査役は、必要に応じて業務執行に関する報告、説明または関係資料の提出を当社および子会社の取締役および従業員に求めることができる。

8. 上記7. の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、監査役への報告をおこなった当社グループの役員および従業員に対し、当該報告をおこなったことを理由として不利な取扱いを禁止し、その旨を当社グループの役員および従業員に周知徹底する。
9. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理にかかる方針に関する事項
- (1) 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等を請求したときは、担当部門において必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
 - (2) 当社は、監査役が職務執行に必要であると判断した場合、弁護士、公認会計士等の専門家に意見・アドバイスを依頼するなど必要な監査費用を認める。
10. その他監査役の監査が実効的におこなわれることを確保するための体制
- (1) 監査役の監査機能の向上のために、社外監査役の選任にあたっては、専門性のみならず独立性を確保する。
 - (2) 取締役は、監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努める。
 - (3) 監査役は、取締役の職務執行の監査および監査体制の整備のため、代表取締役と定期的に会合をもち、意見交換をする。
 - (4) 監査役は、会計監査人および内部監査部門と情報・意見交換等をおこなうための会合を定期的で開催し、緊密な連携を図る。

以 上